

平成 24 年度に向けての新手法・項目の検討状況

1 本市における現行の評価手法について

第三者評価については、国指針から都道府県ごとに推進機関を設けることとされており、神奈川県においても、神奈川県社会福祉協議会内に、「かながわ福祉サービス第三者評価推進機構（以下、「推進機構」という。）」が設けられています。

推進機構においては、一般に、評価手法・評価項目を定め、評価者の養成、評価機関の認証を行い、評価結果の公表を実施するという制度全体の管理を行うこととなりますが、神奈川県においては、多様な評価を実施するという観点から、評価項目自体は定めておらず（共通評価対象領域のみを定めている。）、評価機関の認証の要件の中で、どのような評価項目で行うかを申請する仕組みとなっています。

これまでの経過から、本市では推進機構の枠組みに則りながら評価項目を別途定め、評価者についても上乘せで研修を行うなどの取組みを行っています。

2 評価手法・項目の見直しの視点

当事業については、平成 17 年度から障害者支援施設等と認可保育所について実施してきたところですが、その後の障害者自立支援法施行や保育指針の改定等、新たな動向に対応しておらず、次のような課題があると考えられます。

- (1) 障害者支援施設等、保育所の両評価項目について、別々に検討された経緯があり、評価項目について統一感がなく、評価調査者にとっても評価を実施しづらい面がある。
- (2) 県推進機構が定める共通評価対象領域と現行の川崎市の評価項目がリンクしておらず、評価調査者の作業が煩雑となっているとともに、的確な評価を行うことが難しい状況がある。
- (3) 評価項目が、大、中、小、細項目と多段階の階層となっており、項目の分量や内容を精査し、受審事業者・評価調査者の負担感、経費について配慮する必要があると考えられる。
- (4) 評価実施時に、同様の手法で行った際の評価結果にバラつきがあり、評点をつける際のルールについて、再検討することが必要と考えられる。
- (5) 利用者調査について、事業評価を行う中で、評価項目とは対応関係が整理されておらず、一定の整理を行う必要があると考えられる。

これらの課題について、次のような視点で、新手法での評価を実施していくために、見直しをはかっています。

3 今後のスケジュール

平成 23 年 11 月～12 月	障害者施設・保育所の 4 施設にて試行実施
平成 24 年 1 月中旬	評価機関からの試行実施の報告 受審事業所からのアンケート
2 月上旬	福祉サービス第三者評価事業推進委員会の開催 本実施に向けた評価手法・評価項目の確定
2 月 15 日と 20 日	新手法による評価調査者研修（新規・更新 A コース）
3 月 16 日 / 21 日	新手法による評価調査者研修（更新 B・C コース）
4 月～	新手法での評価による本実施

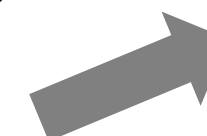
（県共通評価対象領域）

1	人権の尊重
2	意向の尊重と自立生活への支援に向けたサービス提供
3	サービスマネジメントシステムの確立
4	地域との交流・連携
5	運営上の透明性の確保と継続性
6	職員の資質の向上と促進



新（川崎市共通評価対象領域）

1	サービスマネジメントシステムの確立
2	人権の尊重
3	意向の尊重と自立生活への支援に向けたサービス提供
4	サービスの適切な実施 ※サービス種別の項目を追加
5	運営上の透明性の確保と継続性
6	地域との交流・連携
7	職員の資質の向上と促進



旧（川崎市共通評価領域（大項目））

1	人権への配慮
2	利用者の主体性・個別性の尊重
3	サービス管理システムの確立
4	危機管理体制の確立
5	地域との交流・連携
6	運営上の透明性の確保と継続性
7	職員の資質の向上
8	サービスの実施内容

サービス実施に関する項目
（共通評価対象領域 1～4）
組織マネジメントに関する項目
（共通評価対象領域 5～7）
◎評価の順序は、サービス実施に関する項目から確認し、組織マネジメント機能を問う項目について確認するととしています。